［削る］

4・5　［略］

（無線通信部に置く課）

第二百九十条　無線通信部に、次に掲げる課を置く。

電波利用企画課

航空海上課

陸上課（関東総合通信局及び近畿総合通信局を除く。）

陸上第一課（関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。）

陸上第二課（関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。）

陸上第三課（関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。）

監視調査課（信越総合通信局及び北陸総合通信局に限る。）

（電波利用企画課の所掌事務）

第二百九十一条　電波利用企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～七　略］

（電波監理部に置く課）

第二百九十六条　電波監理部に、次に掲げる課を置く。

電波利用環境課

監視課（北海道総合通信局、東北総合通信局、東海総合通信局、中国総合通信局及び九州総合通信局に限る。）

監視第一課（関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。）

監視第二課（関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。）

調査課（四国総合通信局を除く。）

監視調査課（四国総合通信局に限る。）

宇宙国際監視課（関東総合通信局に限る。）

宇宙国際調査課（関東総合通信局に限る。）

電波障害分析課（関東総合通信局に限る。）

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○総務省令第四十三号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、総務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

総務大臣　石田　真敏

総務省定員規則の一部を改正する省令

総務省定員規則（平成十三年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

区分	定員	備考
本省	四、六〇一人	

（本省及び消防庁の定員）

第一条　総務省の本省及び消防庁の定員は、次の表のとおりとする。

改正前

区分	定員	備考
本省	四、六〇八人	

（本省及び消防庁の定員）

第一条　総務省の本省及び消防庁の定員は、次の表のとおりとする。

4　企画官は、命を受けて、消費統計課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

5・6　［同上］

（無線通信部に置く課）

第二百九十条　無線通信部に、次に掲げる課を置く。

企画調整課

航空海上課

陸上課（関東総合通信局及び近畿総合通信局を除く。）

陸上第一課（関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。）

陸上第二課（関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。）

陸上第三課（関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。）

監視調査課（信越総合通信局及び北陸総合通信局に限る。）

（企画調整課の所掌事務）

第二百九十一条　企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～七　同上］

（電波監理部に置く課）

第二百九十六条　電波監理部に、次に掲げる課を置く。

電波利用環境課

監視課（北海道総合通信局、東北総合通信局、東海総合通信局、中国総合通信局及び九州総合通信局に限る。）

監視第一課（関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。）

監視第二課（関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。）

調査課（信越総合通信局、北陸総合通信局及び四国総合通信局を除く。）

監視調査課（四国総合通信局に限る。）

宇宙国際監視課（関東総合通信局に限る。）

宇宙国際調査課（関東総合通信局に限る。）

電波障害分析課（関東総合通信局に限る。）